

岐阜県公報

号外(一) 平成三十年十月十七日

目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	三
岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	三
岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	四
岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	四
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	五

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第四九号)
 - 「スポーツ基本法」等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、公布の日等から施行することとした。
- 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)
 - 「地域再生法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第五一号)
 - 「医療法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - 岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例
 - この条例は、平成三〇年二月一日から施行することとした。
- 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第五二号)
 - 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、介護サービスを提供する養護老人ホームの職員に係る配置基準の緩和等を行うこととした。
 - (第一二条関係)
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

<p>「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。</p> <p>二 この条例は、平成三〇年二月一日から施行することとした。</p> <p>岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第五四号）</p> <p>一 被災した一定の農業用施設等の復旧を行う「特定農業用施設等災害復旧事業」に係る分担金の額を、事業費の額から国庫補助金の額を差し引いて得た額の二〇〇分の五〇とすることとした。（第四条関係）</p> <p>二 農地の集積・集約化を促進するため、県が農地中間管理機構と連携して行う新たな土地改良事業について、農地の所有者が農地を目的外の用途に供した場合等に、特別徴収金を徴収することとした。（第一条及び第四条の二関係）</p> <p>三 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第五五号）</p> <p>一 「建築基準法」の一部改正に鑑み、木造の診療所、展示場等に対する防火基準の特例措置を廃止することとした。（第九条関係）</p> <p>二 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第五六号）</p> <p>一 「建築基準法」の一部改正に伴い、次の手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）</p> <p>1 建築物敷地制限特例認定申請手数料</p> <p>2 特別仮設興行場等建築許可申請手数料</p> <p>二 その他所要の規定の整理を行うこととした。</p> <p>三 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	<p>岐阜県条例第四十九号</p> <p>岐阜県税条例の一部を改正する条例</p> <p>岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条第五項中「第二条の二第七項」を「第二条の二第八項」に改める。</p> <p>第一百一条第一項中「各号」を削り、「上欄」を「上欄に掲げる」に、「下欄に定める額の二分の一」を、「同表の下欄に掲げる額に二分の一を乗じて得た額」に改め、同項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「国体」というを「同じ」に改め、同項第二号及び同条第二項中「国体」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。</p> <p>附則第十二条の二の二第二項第一号イ②及び第十三条第三項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百七十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百七十五条第一項」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一百一条の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日</p> <p>二 附則第十二条の二の二第二項第一号イ②及び第十三条第三項第四号の改正規定 公布の日又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>三 第二十七条第五項の改正規定 平成三十一年一月一日</p> <p>四 第一百一条第一項第一号及び第二号並びに第二項の改正規定 平成三十五年一月一日</p> <p>岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成三十年十月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成三十年十月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>岐阜県条例第五十号</p> <p>岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第五号の」を「第五条第四項第五号イの」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「税率の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二二十五の項第一号中「第四章の二」を「第五章」に改める。

（岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正）
第二条 岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「施設の区分に応じ、」を「ものとし、それぞれ」に改め、同条第一号中

「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「以外の」の下に「養護老人ホーム」を加え、同条第五項中「行われている」を「行われる」に改め、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第十二条第七項ただし書中「行う養護老人ホーム」を「行う場合」に、「場合に」を「とき」に改め、「できる」の下に「こととし、サテライト型養護老人ホームに置くべき第一項第三号ただし書の主任生活相談員については、常勤換算方法で、一以上とする」を加え、同条第十項ただし書中「第一項第五号の看護職員については」を削り、「にあつて」を「又は指定特定施設入居者生活介護（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第二百二十二条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第二百十六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）若しくは指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき第一項第五号の看護職員について」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第十五条の二の規定による人体から排出され」を「第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」といつ。）に定める施設（第四号に定める施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの」に、「第十五条の二の規定による検体検査」を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める」に、「検体検査」を「施設告示第四号に定める施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」に、「第十五条の二の規定による医療機器」を「第十五条の三第二項の規定による医療機器」に、「第十五条の二の規定による第九条の七」を「第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二」に、「医薬品医療機器等法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第十五条の二の規定による医療」を「第十五条の三第二項の規定による医療」に改める。

附 則
この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

のように改正する。

第一条中「第九十一条の二第一項」の下に「及び第六項」を加える。
第四条第一項中「毎年度」を「各年度における」に、「同法」を「同法」に、「控除した」を「特定農業用施設等災害復旧事業にあつては国から交付を受ける補助金の額を、それぞれ差し引いて得た」に改め、同項の表農林地一体開発整備パイロット事業の部の次に次のように加える。

特定農業用施設等災害復旧事業（一定の農業用施設及び農地 に係る災害復旧事業に限る。） 百分の五十

第四条の二第二項中「県営事業特別徴収金」を「前項の県営事業特別徴収金」に、「前項」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 県は、県営土地改良事業（法第八十七条の三第一項に規定するものに限る。）においては、法第九十一条の二第六項第一号又は第二号に掲げる者が、法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の決定につき同条第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告があつた日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事が完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過する日までの間に、法第九十一条の二第六項第一号又は第二号に定める場合に該当するときは、その者から、県営事業特別徴収金を徴収する。

5 前項の県営事業特別徴収金の額は、同項の県営土地改良事業に要する費用の額に受益率を乗じて得た額から、法第九十一条第六項の規定により市町村に負担させる額に受益率を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。
第九條を次のように改める。

第九條 削除

第二十九條の二中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。
第二十九條の三（見出しを含む。）中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。
第三十一條第一項中「第九條」を「第八條」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十六号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表六の項中「第四十三條第二項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に、「建築の」を「制限の特例の」に改め、同項を同表六の二の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 法第四十三條第二項第一号に規定する建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	建築物敷地制限特例認定申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇
---	------------------	-------	--------

別表第一二の表八の項中「特定高架道路等」を「法第四十三條第一項第二号の道路」

に、「道路上空建築物等道路内建築認定申請手数料」を「道路上空建築物等道路内建築制限特例認定申請手数料」に改め、同表四十四の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

四十四の二 法第八十五條第六項に規定する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	一件につき	一六〇、〇〇〇
---	-------------------	-------	---------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年十月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社